

仕 様 書

1 件名

首都大学東京（南大沢キャンパス）1号館大教室用音響映像制御装置等の借入れ
(長期継続契約)

2 賃借期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで(60ヶ月)

3 履行場所

首都大学東京南大沢キャンパス1号館
東京都八王子市南大沢1-1

4 品名・規格・数量

別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり
規格・機能については特に指定のある場合を除き、「設置機器 仕様・規格」で明示した
ものと同様又はそれ以上の機能、性能を有するものとする。

5 仕様

別紙「機器調達仕様書」のとおり
※ 既存製品との接続に支障が生じないこと

6 期間満了時の取扱い

- (1) 賃貸借期間終了時の機器の撤去に際しては、搬出及び機器の撤去に係る一切の経費は
賃貸人の負担とする。
- (2) 撤去に当たっては、日時、手順等、本学担当者と十分に調整すること。

7 支払方法

契約月額を毎月払いとする。ただし、当該月が完了し適正な請求書が提出された後、
60日以内とする。

8 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、次の事項を遵守する
こと。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）第
37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等
に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利
用に努めること。

9 保守

- (1) 本契約で調達した機器について、賃借期間中はハードウェアの保守を行うこと。
- (2) 機器や設備の動作に不具合が生じた際の保守対応も行うこと。保守は、災害、障害の都度、迅速に対応を行うこととし、障害発生後 24 時間以内に対応すること（休日の場合は、翌営業日とする）。また、保守内容についての報告書を提出すること。
- (3) 保守作業により発生する構成部品、保守部品の交換等に要する経費は、賃貸人側が負担すること。また、賃貸物件の保守部品は、設置から撤去までの期間は調達を保証すること。
- (4) 年 1 回、定期点検を実施すること。
実施時期については日時、手順等、本学担当者と十分に調整すること。
また、定期点検結果報告書を 2 部、提出すること。
- (5) 電気設備の法定点検などによる停電時（土日含む）の停止、起動処理を行うこと。
- (6) 各システム及び機器の性能向上と維持又は教育効果を上げるために、機器、周辺機器及びソフトウェアの追加の接続、導入、バージョンアップ等が必要と本学が判断したときは、それを認めること。

10 その他

本仕様書に記述のない事項については、別添「電子情報処理委託にかかる標準特記仕様書」の定めによる。

本仕様に関して不明な点が生じた場合については、その都度大学と協議の上処理するものであること。

11 担当者

首都大学東京管理部 教務課教務係 日野
住所 東京都八王子市南大沢 1-1
電話 042-677-1111（内線 2215）

機 器 調 達 仕 様 書

1 基本仕様

- (1) 配線・配管及び機器間の接続等、正常に動作するために必要な関連工事を一式全て含むこととする。
- (2) 既存流用とする機器以外は全て撤去すること。
- (3) 配線類は天井裏、ケーブルラック等で極力隠ぺいするよう施工すること。
壁面に配線を走らせる等露出する配線は、部屋壁面と同色のモール等を用いる等、目立たないよう考慮すること。
- (4) 本設備に必要な電源については、既存の電源を使用すること。
- (5) 新たにコンセントを設置する必要がある場合、材料及び施工費は本契約に含む。
- (6) 施工時に脚立等を用いて作業を行う場合は、安全管理を徹底すること。
- (7) 設置作業の際には、部屋内に汚れ・傷等がつかないように、養生を行うこと。
万一損害が生じた場合は、賃貸人の負担により現状に復旧すること。
- (8) 機器はすべて使用可能な状態に設定し、指定する位置に設置すること。
- (9) 既存プロジェクターを撤去し、新規プロジェクターを設置すること。
プロジェクターは天井取り付けとし、映像の投写に最適な高さ・位置に設置すること。
その際、設置した位置とスクリーンの距離から最適となるプロジェクター用レンズを装着すること。
- (10) プロジェクターへの送出映像は1系統とし、マルチシグナル対応マトリックススイッチャーとプロジェクター間の配線は、長距離伝送に対応したデジタル信号の配線を新設し、プロジェクターへは HDMI または HDBaseT 入力で接続すること。
- (11) 1号館 120 室を除き、既設のスクリーンは撤去し新規スクリーンをスクリーンボックス内の所定の位置に設置すること。
- (12) 1号館 230 室に設置する 55 型液晶ディスプレイは天井取り付けとし、プロジェクター投写映像の補助として教室の前方左右に設置する。
特に、スクリーンの視野範囲から外れる教室左右の前方席に最適な高さ・場所に設置すること。
液晶ディスプレイへはプロジェクターと同じ映像が送出されることとし、マルチシグナル対応マトリックススイッチャーと液晶ディスプレイ間の配線は、長距離伝送に対応したデジタル信号の配線を新設し、HDMI または DVI-D 入力に接続すること。
- (13) 機器収納架は教室内の所定の位置に設置し、収納架内に各機器を収納した上で、各機器が正常に動作するように配線・設定を行うこと。
- (14) システム電源、プロジェクター電源の ON/OFF、スクリーンの昇降操作、プロジェクターへの送出映像の切替え、A V 音量/マイク音量の調節が行える操作パネルを用意し、機器収納架内に設置すること。

- (15) 音声の入出力調整を行えること。また、既定値を設定することが可能であること。
- (16) スピーカーから出力される音声は、ハウリングが発生しないよう適正な音量で設定すること。また、音割れやノイズが発生しないように調整すること。
- (17) 機器の設置後、各機器の動作確認及び制御機器から各機器への動作確認を行うこと。
- (18) 常設用のノートパソコンはラック内の常設PCトレイに設置し、盗難防止用のワイヤーでラックに固定すること。ラック内のマルチシグナル対応マトリックススイッチャーとの接続は HDMI とする。
- (19) 常設ノートパソコンの OS、ソフト等は日本語版であること。
- (20) Microsoft Office およびウイルス対策ソフトについては大学所有の包括ライセンスのものを構築時に PC にインストールすること。インストール作業は賃貸人が行うこと。
- (21) 納入物品についてパーティクルボード及び化粧版、合板類、塗料、接着剤を使用している場合、その材料について納入物品の製作・履行前に承認図及び安全データシート・揮発性有機化合物（「学校環境衛生の基準」に規定する物質をいう。）の放散可能性に関する報告書を速やかに提出し、担当者の承認を受けること。

2 スケジュール

令和2年2月中旬以降（本学が定めた日）から、令和2年3月30日までに動作検証を含めた全ての作業が終了するように、本学及び保守受託業者と協議の上、設置・構成を行うこと。

3 機器構成

(1) 1号館 120室

-1 データープロジェクター 1式

データープロジェクターの仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-2 165型スクリーン

既存流用とする。

-3 スピーカー

既存流用とする。

-4 赤外線ワイヤレスマイク用受光器

既存流用とする。

-5 機器収納ラック

次の機器を収納・設置・接続する

- ・常設ノートPC
- ・ブルーレイディスクプレーヤー
- ・VHSビデオデッキ（既存流用を可とする）
- ・書画カメラ（既存流用を可とする）

- ・操作パネル
- ・システムコントローラー
- ・外部入力パネル
- ・マルチシグナル対応マトリックススイッチャー
- ・音声ミキサー
- ・デジタルイコライザー
- ・パワーアンプ
- ・赤外線ワイヤレスチューナーユニット(既存流用を可とする)
- ・パワーディストリビューター
- ・機器収納ラック

上記機能を満たす機器を導入すること。

各機器の仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-6 マイク類

常設用有線マイク×1

赤外線ワイヤレスマイク ×4 (既存流用を可とする)

以上、搬入・据付・配線・調整及び各機器との接続を含む。

上記構成のものを1号館120室に設置する。

仕様の詳細は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおりとする。

(2) 1号館230室

-1 データープロジェクター 1式

データープロジェクターの仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-2 150型電動巻上スクリーン 1台

150型電動巻上スクリーンの仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-3 55型液晶ディスプレイ 2式

55型液晶ディスプレイの仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-4 スピーカー

既存流用とする。

-5 赤外線ワイヤレスマイク用受光器

既存流用とする。

-6 機器収納ラック

次の機器を収納・設置・接続する

- ・常設ノートPC

- ・ブルーレイディスクプレーヤー
- ・VHSビデオデッキ（既存流用を可とする）
- ・書画カメラ（既存流用を可とする）
- ・操作パネル
- ・システムコントローラー
- ・外部入力パネル
- ・マルチシグナル対応マトリックススイッチャー
- ・音声ミキサー
- ・デジタルイコライザー
- ・パワーアンプ
- ・赤外線ワイヤレスチューナーユニット(既存流用を可とする)
- ・パワーディストリビューター
- ・機器収納ラック

上記機能を満たす機器を導入すること。

各機器の仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-7 マイク類

常設用有線マイク×1

赤外線ワイヤレスマイク ×4（既存流用を可とする）

以上、搬入・据付・配線・調整及び各機器との接続を含む。

上記構成のものを1号館230室に設置する。

仕様の詳細は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおりとする。

(3) 1号館 110、210、220、240、310 室

-1 データープロジェクター 1式

データープロジェクターの仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-2 150型電動巻上スクリーン

スクリーンの仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり。

-3 スピーカー

既存流用とする。

-4 赤外線ワイヤレスマイク用受光器

既存流用とする。

-5 機器収納ラック

次の機器を収納・設置・接続する

- ・常設ノートPC
- ・ブルーレイディスクプレーヤー
- ・VHSビデオデッキ（既存流用を可とする）
- ・書画カメラ（既存流用を可とする）
- ・操作パネル
- ・システムコントローラー
- ・外部入力パネル
- ・マルチシグナル対応マトリックススイッチャー
- ・音声ミキサー
- ・デジタルイコライザー
- ・パワーアンプ
- ・赤外線ワイヤレスチューナーユニット(既存流用を可とする)
- ・パワーディストリビューター
- ・機器収納ラック

上記機能を満たす機器を導入すること。

各機器の仕様は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおり

-6 マイク類

常設用有線マイク×1

赤外線ワイヤレスマイク ×4（既存流用を可とする）

以上、搬入・据付・配線・調整及び各機器との接続を含む。

上記構成のものを1号館110、210、220、240、310室に設置する。

仕様の詳細は別紙「設置機器 仕様・規格」のとおりとする。

4 機器の納入・設置・撤去

- (1) 作業完了後は、各材料、廃材その他残存物を完全に搬出し、清掃をすること。
- (2) 納品等に使用した梱包材等は、賃貸人側が引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること。
- (3) 搬入、取り付けの際には、必要に応じて養生を行うこと。これに要する費用は賃貸人の負担とする。
- (4) 本契約の賃貸人は、契約締結後速やかに取り付け場所の現地確認を行い、詳細を確認すること。
- (5) 納品時期については担当者と十分に日程・時間調整を行うこと。
- (6) 搬入経路については、担当者等と打合せを行い、許可を得ること。

- (7) 納品にかかる諸費用（運搬・雑材料・設置等の費用）は賃貸人の負担とする。
- (8) 賃借物品の盗難等の事故があった場合を想定し、履行期間中盗難保険に加入すること。
- (9) 機器には、賃借物件であることを明示したラベルを作成し、本体に貼付すること。
- (10) 敷設するケーブルについては、接続先機器名・型番・入出力先名称等のラベル表示を行うこと。
- (11) 納入の際は十分に安全に配慮し、怪我のないように行うこと。また、建物、設備を傷つけないよう必要な措置を講じること。なお、万一損害を与えた場合は賃貸人側が経費を負担し、原状に復すること。
- (12) 納入確認終了後、下記書類（図書）を提出すること。また、資料一式を CD-R により提出すること。
- ・納入機器リスト 2部
 - ・納入機器の一覧表（付属品・予備品のリスト含む。）
 - ・システム系統図
- （※機器間がどのようなコネクタで接続されているかが解るような図面とする。なお、既存の機器の状況も反映させたものとする。）

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量	備考
1	1号館120室 (400人教室)			
1-1	プロジェクター			
1	データプロジェクター	① 光源はレーザー光源であること。 ② 光出力9000ルーメン以上であること。 ③ 解像度はWUXGAを有すること。 ④ デジタル (HDMI/DVI) 入力を備えていること。 ⑤ HDCPに対応していること。 ⑥ HDBaseTに対応していること。 ⑦ オプションレンズに対応していること。 ⑧ 適した投写距離を有するレンズを装着すること。 ⑨ 天吊りで設置すること。 ⑩ 機器メーカー保証期間が5年または12000時間が無償で保証が可能なこと。	1	式 機能が同等程度であれば、消費電力が低く保証期間が長い機種が望ましい
2	HDMI信号同軸延長器 (受信器)	① スイッチャーからの映像信号を同軸ケーブルで長距離伝送をできること。 ② スイッチャーとの組み合わせで動作が保証されていること。 ③ HDCPに対応していること。	1	台
1-2	スクリーン			
1	165型スクリーン (張り込み)	① 既存流用とする。	1	式
1-3	スピーカー			
1	アレイスピーカー (金具含む)	① 既存流用とする。	2	式
2	コンパクトスピーカー (金具含む)	① 既存流用とする。	2	式
1-4	赤外線ワイヤレスマイク用受光器			
1	赤外線受光器 天井取付型 (金具含む)	① 既存流用とする。	4	式
2	赤外線受光器 壁取付型 (金具含む)	① 既存流用とする。	4	式
1-5	AV操作卓 実装機器			
1	常設ノートPC	① 本学より支給とする。 Office、セキュリティソフト、環境復元ソフトは大学支給とする ② 常設ノートPCはラック内のトレイに設置し、盗難防止用のワイヤーでラックに固定すること。 ※鍵番号は同番とする	1	式
2	ブルーレイディスクプレーヤー	① BD再生が可能であること。 ② MP3フォーマットで書き込まれたCD-R、CD-RW再生ができること。 ③ DVD-R、DVD-RAM、DVD-RW、DVD-DL、DVD+RWのディスクに対応していること。	1	台
3	VHSデッキ	① 既存流用とする。	1	台
4	書画カメラ	① 既存流用とする。 ② マルチシグナル対応マトリックススイッチャーとはDVI-Dで接続すること。	1	台
5	外部入力パネル	① 持込機器の接続用に、HDMI・RGB/ステレオミニ・AV・マイク入力とLANコンセント・電源コンセントを備えていること。 ② ラックマウントに対応していること。 ③ パネル側の端子 (メスコネクタ) の保護の為、HDMIとRGBの入力部にはL型アダプタ(下向き)等を用意すること ④ 外部入力接続用に以下のケーブルを各1本 用意すること。 HDMIケーブル(5m)、VGAケーブル(5m)、オーディオケーブル (ステレオミニ/5m)、マイクケーブル(5m)	1	式
6	操作パネル/システムコントローラ	① 映像・音声切替や、プロジェクターやディスプレイ電源ON/OFF等の制御ができるものとし、機器調達仕様書の要求に対応するものであること。 ② AV音量とマイク音量はそれぞれ調節が可能であること。 ③ 操作パネル部はラックマウントに対応していること。	1	式

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量	備考
7	マルチシグナル対応マトリックススイッチャー	① 映像入力はデジタル4系統以上・アナログ3系統以上、HDMI信号・DVI信号・コンポジット信号・Y/C信号・アナログRGB信号・アナログYPbPr信号の入力ができること。 ② 出力はデジタル1系統以上を搭載し、同軸ケーブルを利用しHDMI/DVI信号の長距離伝送に対応すること。 ③ 全HDMI入力・出力およびDVI入力・出力信号にはケーブル補償機能が搭載されていること。 ④ 全映像入力端子にEDIDエミュレート機能を搭載していること。 ⑤ デジタル信号はHDCPに対応していること。 ⑥ ラックマウントに対応していること。	1 台	
8	音声ミキサー/デジタルコラプター	① 音声入力はアナログ8ch以上、音声出力はアナログ8ch以上を有すること。 ② 入力された音源をパワーアンプに出力するまでの様々な信号処理を1台で実行する機能を有すること。 ③ RS-232Cインターフェースを有すること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1 台	
9	パワーアンプ ※既存アレイスピーカー用	① 既存のアレイスピーカー(HX-5B)に適した出力を有していること。 ② スピーカー保護のためのリミッターを搭載していること。 ③ 前面パネルの操作を禁止するロック機能を有していること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1 台	
10	パワーアンプ ※既存コンパクトスピーカー用	① 既存のコンパクトスピーカーに適した出力を有していること。 ② スピーカー保護のためのリミッターを搭載していること。 ③ 前面パネルの操作を禁止するロック機能を有していること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1 台	
11	赤外線チューナー 4ch	① 既存流用とする。	1 台	
12	赤外線マイク ハンド型	① 既存流用とする。	2 本	
13	赤外線マイク ハンズフリー型	① 既存流用とする。	2 台	
14	赤外線マイク充電器	① 既存流用とする。	2 台	
15	有線マイクホン	① ダイヤフラム方式であること。 ② スピーカーに適していること。 ③ トンON/OFFスイッチを装備し、手元で操作が可能であること。 ④ 出力端子：XLR-3-12C 相当	1 本	
16	パワーディストリビューター	① システムコントローラーから制御ができること。 ② POWERスイッチに連動して電源を供給するコンセント系統(9口)、遅延動作するパワーアンプ用のコンセント系統(4口)、非連動電源コンセント系統(5口)を装備していること。 ③ 過大電流時に電源を遮断するサーキットブレーカーを搭載していること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1 台	
17	レイヤー2 スwitchングハブ	① 10/100/1000BASE-Tポート(自動認識)を装備した、ギガビットイーサネット・スイッチであること。 ② 5ポート以上を有し、全ポートが10/100/1000Mbps、Half/Full Duplexの自動認識に対応していること。	1 台	
18	機器収納ラック	① EIA規格42U程度であり、材質はスチール製であること。 ② 扉もスチール製とし、片側270°開き、マグネットで固定されること。また施錠が出来ること。 ③ リモコンやマイク、接続ケーブル等の収納用にEIA2U程度の引き出しを備えていること。また、ワイヤレスマイクを充電しながら収納出来ること。 ④ 常設PC設置用と書画カメラ設置用にラック内に手前に引き出せるトレイを備えていること。トレイは常設ノートPCおよび書画カメラを使用するにあたり、適切な位置まで引き出せること。 ⑤ 通常の利用時には操作しない部分については、アクリルカバー等を取り付けること。ただし、カバーはメンテナンス時等、必要に応じて取り外せること。 ⑥ 収納機器の放熱や通気に考慮されていること。 ⑦ 各機器を実装する為のEIA金具、部材等を含むこと。	1 式	

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量	備考
		⑧ 転倒防止措置を講じること。		

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量	備考
2	1号館230室(400人教室)			
2-1	プロジェクター			
1	レーザープロジェクター	① 光源はレーザー光源であること。 ② 光出力9000ルーメン以上であること。 ③ 解像度はWUXGAを有すること。 ④ デジタル(HDMI/DVI)入力を備えていること。 ⑤ HDCPに対応していること。 ⑥ HDBaseTに対応していること。 ⑦ オプションレンズに対応していること。 ⑧ 適した投写距離を有するレンズを装着すること。 ⑨ 天吊りで設置すること。 ⑩ 機器メーカー保証期間が5年または12000時間が無償で保証が可能なこと。	1	式 機能が同等程度であれば消費電力が低く保証期間が長い機種が望ましい
2	HDMI信号同軸延長器(受信器)	① スイッチャーからの映像信号を同軸ケーブルで長距離伝送をできること。 ② デジチエン接続が可能なこと。 ③ スイッチャーとの組み合わせで動作が保証されていること。 ④ HDCPに対応していること。	1	台
2-2	スクリーン			
1	150型電動巻上スクリーン	① 電動巻き上げ式であること。 ② 150インチを16:10で投影でき、生地は黒縁のないオール木枠であること。 ③ JEMA学校教材・教具安全基準適合品であること。	1	式
2-3	液晶ディスプレイ			
1	55型液晶ディスプレイ	① ディスプレイは以下の仕様を有すること。 画面サイズ 55型 解像度 FullHD(1920x1080)以上 アスペクト比 16:9 輝度 350 cd/m2 以上 視野角 178° / 178° (コントラスト比≥20) 以上 ② デジタル(HDMI/DVI)入力を備えていること。 ③ HDCPに対応していること。 ④ RS-232CまたはRJ45の制御端子を有すること。 ⑤ 天吊りで設置すること。	2	式
2	HDMI信号同軸延長器(受信器)	① スイッチャーからの映像信号を同軸ケーブルで長距離伝送をできること。 ② スイッチャーとの組み合わせで動作が保証されていること。 ③ HDCPに対応していること。	2	台
2-4	スピーカー			
1	アレイスピーカー(金具含む)	① 既存流用とする。	2	式
2	コンパクトスピーカー(金具含む)	① 既存流用とする。	2	式
2-5	赤外線ワイヤレスマイク用受光器			
1	赤外線受光器 天井取付型(金具含む)	① 既存流用とする。	4	式
2	赤外線受光器 壁取付型(金具含む)	① 既存流用とする。	4	式

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量	備考
2-6	機器収納ラック 実装機器			
1	常設ノートPC	① 本学より支給とする。 Office、セキュリティソフト、環境復元ソフトは大学支給とする ② 常設ノートPCはラック内のトレイに設置し、盗難防止用のワイヤーでラックに固定すること。※鍵番号は同番とする	1	式
2	ブルーレイディスクプレーヤー	① BD再生が可能であること。 ② MP3フォーマットで書き込まれたCD-R、CD-RW再生ができること。 ③ DVD-R、DVD-RAM、DVD-RW、DVD-DL、DVD+RWのディスクに対応していること。	1	台
3	VHSデッキ	① 既存流用とする。	1	台
4	書画カメラ	① 既存流用とする。 ② マルチシグナル対応マトリックススイッチャーとはDVI-Dで接続すること。	1	台
5	外部入力パネル	① 持込機器の接続用に、HDMI・RGB/ステレオミニ・AV・マイク入力とLANコンセント・電源コンセントを備えていること。 ② ラックマウントに対応していること。 ③ パネル側の端子（メスコネクタ）の保護の為、HDMIとRGBの入力部にはL型アダプタ(下向き)等を用意すること ④ 外部入力接続用に以下のケーブルを各1本 用意すること。 HDMIケーブル(5m)、VGAケーブル(5m)、オーディオケーブル（ステレオミニ/5m）、マイクケーブル(5m)	1	式
6	操作パネル/システムコントローラー	① 映像・音声切替や、プロジェクターやディスプレイ電源ON/OFF等の制御ができるものとし、機器調達仕様書の要求に対応するものであること。 ② プロジェクター電源ON/OFF連動したスクリーン昇降に加え、操作パネルでスクリーンの昇降操作が可能であること。 ③ AV音量とマイク音量はそれぞれ調節が可能であること。 ④ 操作パネル部はラックマウントに対応していること。	1	式
7	マルチシグナル対応マトリックススイッチャー	① 映像入力はデジタル4系統以上・アナログ3系統以上、HDMI信号・DVI信号・コンポジット信号・Y/C信号・アナログRGB信号・アナログYPbPr信号の入力ができること。 ② 出力はデジタル1系統以上を搭載し、同軸ケーブルを利用しHDMI/DVI信号の長距離伝送に対応していること。 ③ 全HDMI入力・出力およびDVI入力・出力信号にはケーブル補償機能が搭載されていること。 ④ 全映像入力端子にEDIDエミュレート機能を搭載していること。 ⑤ デジタル信号はHDCPに対応していること。 ⑥ ラックマウントに対応していること。	1	台
8	音声ミキサー/デジタルコラプサー	① 音声入力はアナログ8ch以上、音声出力はアナログ8ch以上を有すること。 ② 入力された音源をパワーアンプに出力するまでの様々な信号処理を1台で実行する機能を有すること。 ③ RS-232Cインターフェースを有すること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1	台
9	パワーアンプ ※既存アレイスピーカー用	① 既存のアレイスピーカー(HX-5B)に適した出力を有していること。 ② スピーカー保護の為にリミッター機能を搭載していること。 ③ 前面パネルの操作を禁止するロック機能を有していること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1	台
10	パワーアンプ ※既存コンパクトスピーカー用	① 既存のコンパクトスピーカーに適した出力を有していること。 ② スピーカー保護の為にリミッターを搭載していること。 ③ 前面パネルの操作を禁止するロック機能を有していること。 ④ ラックマウントに対応していること。	1	台
11	赤外線チューナー 4ch	① 既存流用とする。	1	台
12	赤外線マイク ハンド型	① 既存流用とする。	2	本
13	赤外線マイク ハンズフリー型	① 既存流用とする。	2	台
14	赤外線マイク充電器	① 既存流用とする。	2	台

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量		備考
15	有線マイクロホン	<ul style="list-style-type: none"> ① ダイヤフラム方式であること。 ② ステージに適していること。 ③ トークON/OFFスイッチを装備し、手元で操作が可能であること。 ④ 出力端子：XLR-3-12C 相当 	1	本	
16	パワーディストリビューター	<ul style="list-style-type: none"> ① システムコントローラーから制御ができること。 ② POWERスイッチに連動して電源を供給するコンセント系統（9口）、遅延動作するパワーアンプ用のコンセント系統（4口）、非連動電源コンセント系統（5口）を装備していること。 ③ 過大電流時に電源を遮断するサーキットブレーカーを搭載していること。 ④ ラックマウントに対応していること。 	1	台	
17	レイヤー2 スwitchングハブ	<ul style="list-style-type: none"> ① 10/100/1000BASE-Tポート（自動認識）を装備した、ギガビットイーサネット・スイッチであること。 ② 5ポート以上を有し、全ポートが10/100/1000Mbps、Half/Full Duplexの自動認識に対応していること。 	1	台	
18	機器収納ラック	<ul style="list-style-type: none"> ① EIA規格42U程度であり、材質はスチール製であること。 ② 扉もスチール製とし、片側270°開き、マグネットで固定されること。また施錠が出来ること。 ③ リモコンやマイク、接続ケーブル等の収納用にEIA2U程度の引き出しを備えていること。また、ワイレスマイクを充電しながら収納出来ること。 ④ 常設PC設置用と書画カメラ設置用にラック内に手前に引き出せるトレイを備えていること。トレイは常設ノートPCおよび書画カメラを使用するにあたり、適切な位置まで引き出せること。 ⑤ 通常の利用時には操作しない部分については、アクリルカバー等を取り付けること。ただし、カバーはメンテナンス時等、必要に応じて取り外せること。 ⑥ 収納機器の放熱や通気に考慮されていること。 ⑦ 各機器を実装する為のEIA金具、部材等を含むこと。 ⑧ 転倒防止措置を講じること。 	1	式	

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量	備考
3	1号館110、210、220、240、310室 (200人教室)			
	※以下は各1室の構成とする			
3-1	プロジェクター			
1	データプロジェクター	① 光源はレーザーダイオードであること。 ② 光出力9000ルーメン以上であること。 ③ 解像度はWUXGAを有すること。 ④ デジタル (HDMI/DVI) 入力を備えていること。 ⑤ HDCPに対応していること。 ⑥ HDBaseTに対応していること。 ⑦ オプションレンズに対応していること。 ⑧ 適した投写距離を有するレンズを装着すること。 ⑨ 天吊りで設置すること。 ⑩ 機器メーカー保証期間が5年または12000時間が無償で保証が可能なこと。	1	式 機能が同等程度であれば消費電力が低く保証期間が長い機種が望ましい
2	HDMI信号同軸延長器 (受信器)	① スイッチャーからの映像信号を同軸ケーブルで長距離伝送をできること。 ② スイッチャーとの組み合わせで動作が保証されていること。 ③ HDCPに対応していること。	1	台
3-2	スクリーン			
1	150型電動巻上スクリーン	① 電動巻き上げ式であること。 ② 150インチを16:10で投影でき、生地は黒縁のないオールホワイトであること。 ③ JEMA学校教材・教具安全基準適合品であること。	1	式
3-3	スピーカー			
1	コンパクトスピーカー (金具含む)	① 既存流用とする。	4	式
3-4	赤外線ワイヤレスマイク用受光器			
1	赤外線受光器 天井取付型 (金具含む)	① 既存流用とする。	4	式
2	赤外線受光器 壁取付型 (金具含む)	① 既存流用とする。	2	式
3-5	機器収納ラック 実装機器			
1	常設ノートPC	① 本学より支給とする。 Office、セキュリティソフト、環境復元ソフトは大学支給とする ② 常設ノートPCはラック内のトレイに設置し、盗難防止用のワイヤーでラックに固定すること。※鍵番号は同番とする	1	式
2	ブルーレイディスクプレーヤー	① BD再生が可能であること。 ② MP3フォーマットで書き込まれたCD-R、CD-RW再生ができること。 ③ DVD-R、DVD-RAM、DVD-RW、DVD-DL、DVD+RWのディスクに対応していること。	1	台
3	VHSデッキ	① 既存流用とする。	1	台
4	書画カメラ	① 既存流用とする。 ② マルチシグナル対応マトリックススイッチャーとはDVI-Dで接続すること。	1	台
5	外部入力パネル	① 持込機器の接続用に、HDMI・RGB/ステレオミニ・AV・マイク入力とLANコンセント・電源コンセントを備えていること。 ② ラックマウントに対応していること。 ③ パネル側の端子 (メスコネクタ) の保護の為、HDMIとRGBの入力部にはL型アダプタ(下向き)等を用意すること ④ 外部入力接続用に以下のケーブルを各1本 用意すること。 HDMIケーブル(5m)、VGAケーブル(5m)、オーディオケーブル (ステレオミニ/5m)、マイクケーブル(5m)	1	式
6	操作パネル/システムコントローラー	① 映像・音声切替や、プロジェクター電源ON/OFF等の制御ができるものとし、機器調達仕様書の要求に対応するものであること。 ② プロジェクター電源ON/OFF連動したスクリーン昇降に加え、操作パネルでスクリーンの昇降操作が可能であること。 ③ AV音量とマイク音量はそれぞれ調節が可能であること。	1	式

設置機器 仕様・規格

項	品名	仕様	数量		備考
7	マルチシグナル対応マトリックススイッチャー	<p>④ 操作パネル部はラックマウントに対応していること。</p> <p>① 映像入力はデジタル4系統以上・アナログ3系統以上、HDMI信号・DVI信号・コンポジット信号・Y/C信号・アナログRGB信号・アナログYPbPr信号の入力ができること。</p> <p>② 出力はデジタル1系統以上を搭載し、同軸ケーブルを利用しHDMI/DVI信号の長距離伝送に対応していること。</p> <p>③ 全HDMI入力・出力およびDVI入力・出力信号にはケーブル補償機能が搭載されていること。</p> <p>④ 全映像入力端子にEDIDエミュレート機能を搭載していること。</p> <p>⑤ デジタル信号はHDCPに対応していること。</p> <p>⑥ ラックマウントに対応していること。</p>	1	台	
8	音声ミキサー/デジタルコラプター	<p>① 音声入力はアナログ8ch以上、音声出力はアナログ8ch以上を有すること。</p> <p>② 入力された音源をパワーアンプに出力するまでの様々な信号処理を1台で実行する機能を有すること。</p> <p>③ RS-232Cインターフェースを有すること。</p> <p>④ ラックマウントに対応していること。</p>	1	台	
9	パワーアンプ ※既存コンポジットスピーカー用	<p>① 既存のコンポジットスピーカーに適した出力を有していること。</p> <p>② スピーカー保護のためのリミッターを搭載していること。</p> <p>③ 前面パネルの操作を禁止するロック機能を有していること。</p> <p>④ ラックマウントに対応していること。</p>	2	台	
10	赤外線チューナー 4ch	① 既存流用とする。	1	台	
11	赤外線マイク ハンド型	① 既存流用とする。	2	本	
12	赤外線マイク ハンズフリー型	① 既存流用とする。	2	台	
13	赤外線マイク充電器	① 既存流用とする。	2	台	
15	有線マイクロホン	<p>① ダブ付ミックス方式であること。</p> <p>② スピークに適していること。</p> <p>③ トークON/OFFスイッチを装備し、手で操作が可能であること。</p> <p>④ 出力端子：XLR-3-12C 相当</p>	1	本	
16	パワーディストリビューター	<p>① システムコントローラーから制御ができること。</p> <p>② POWERスイッチに連動して電源を供給するコンセント系統（9口）、遅延動作するパワーアンプ用のコンセント系統（4口）、非連動電源コンセント系統（5口）を装備していること。</p> <p>③ 過大電流時に電源を遮断するサーキットブレーカーを搭載していること。</p> <p>④ ラックマウントに対応していること。</p>	1	台	
17	レイヤー2 スwitchングハブ	<p>① 10/100/1000BASE-Tポート（自動認識）を装備した、ギガビットイーサネット・スイッチであること。</p> <p>② 5ポート以上を有し、全ポートが10/100/1000Mbps、Half/Full Duplexの自動認識に対応していること。</p>	1	台	
18	機器収納ラック	<p>① EIA規格42U程度であり、材質はスチール製であること。</p> <p>② 扉もスチール製とし、片側270°開き、マグネットで固定されること。また施錠が出来ること。</p> <p>③ リモコンやマイク、接続ケーブル等の収納用にEIA2U程度の引き出しを備えていること。また、ワイヤレスマイクを充電しながら収納出来ること。</p> <p>④ 常設PC設置用と書画カメラ設置用にラック内に手前に引き出せるトレイを備えていること。トレイは常設ノートPCおよび書画カメラを使用するにあたり、適切な位置まで引き出せること。</p> <p>⑤ 通常の利用時には操作しない部分については、アクリルカバー等を取り付けること。ただし、カバーはメンテナンス時等、必要に応じて取り外せること。</p> <p>⑥ 収納機器の放熱や通気に考慮されていること。</p> <p>⑦ 各機器を実装する為のEIA金具、部材等を含むこと。</p> <p>⑧ 転倒防止措置を講じること。</p>	1	式	

電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、公立大学法人首都大学東京情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

- (7) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
 - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
 - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
 - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
 - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
 - ア 再委託の理由
 - イ 再委託先の選定理由
 - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
 - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
 - オ 再委託する業務の内容
 - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
 - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
 - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
 - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

- に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。
- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

13 かし担保責任

- (1) 契約目的物にかしがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代えて、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約履行完了後、契約目的物の引渡しを受けた日から1年以内に、これを行わなければならない。

14 著作権等の取扱い

- この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。
- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書 チェックシート

公立大学法人首都大学東京

件名 「首都大学東京(南大沢キャンパス)1号館大教室用音響映像制御装置等の借入れ」

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の口をチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の口をチェックを入れること。

事項		特記仕様書の内容 (根拠: 標準特記仕様書該当箇所)	提出時期	提出の 要否	受領 確認		
1 業務の推進体制表		当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1)、(2)) (提出事例) ①から④までを記載した連絡体制表など	契約締結後直ちに提出すること。 なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。				
①	業務責任者(職・氏名)					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	作業体制表					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	連絡体制表					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	作業場所					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書		特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1))	契約締結後直ちに提出すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3 遵守事項の周知状況報告書		契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠: 3(2)) (提出事例) 業務従事者名簿兼周知状況報告書など	実施後速やかに報告すること。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
4 安全管理体制に係る資料		受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。(根拠: 8(1)(イ)) a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの (提出事例) ①出退勤管理簿、施設等使用簿など ②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など ③物件等の受払簿など	提出を求められた場合は直ちに提出すること。				
①	作業場所等の入退室管理記録					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	貸与品等の使用及び保管管理記録					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録					<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 消去結果報告書		記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠: 8(1)イ(ウ)) 消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書		この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠: 8(1)イ(エ))	契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)				
①	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書)					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 事故報告書		事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠: 8(1)エ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

8 個人情報等管理記録		個人情報及び機密情報の管理状況の記録 ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ) (提出事例) ②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など	委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	管理責任者(職・氏名)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	個人情報等の使用及び保管管理記録			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 個人情報等消去申告書及び消去結果報告書		個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)	消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 個人情報等事故報告書		個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)	事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 教育及び研修計画及び実施状況報告書		業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ)	研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。 なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	個人情報等研修計画	(提出事例) ①研修計画書 ②研修実施状況報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	個人情報等研修実施状況報告書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 再委託届出書		再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。 (以下、記載事項) ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2))	再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①	再委託届出書			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	誓約書(再委託先)			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	その他委託者が指定する事項			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13 その他		電子情報処理委託に係る(標準)特記仕様書に記載のない追記事項		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>